

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

令和4年4月27日
少年委員会

〔本人の場合〕

1. 感染を疑わせる風邪様症状が出た場合

【以下のいずれかに該当する場合は、すぐにかかりつけ医など身近な医療機関へ相談してください】

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方^{（※）}で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

^{（※）} 妊娠している人、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

【上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合も、相談してください】

- ① 症状が4日以上続く場合は必ず相談。
- ② 症状が強くなったと感じる場合や、解熱剤などを飲み続けなければ症状が改善しない場合は、すぐに相談。（4日以上待たずに）

【相談窓口について】

地域によって支援体制が異なりますので、事前に確認してください。

福井県の場合は、まずはかかりつけ医など身近な医療機関に電話で相談してください。かかりつけ医をもたない場合、土日祝日や夜間など相談先に迷った場合は、保健所の「受診・相談センター：0776

-20-0795」に電話で相談をしてください。（24時間対応ですが、できるだけ受診調整できる日中に相談しましょう。）

事前連絡なしに、直接医療機関を受診することは絶対に避けてください。

<自宅で症状が出た場合>

- ① 団体に連絡した上で、通学（出勤）せず自宅で経過をみてください。
- ② 医療機関を受診する場合には、必ず事前に電話で相談し、指示を受けてください。

<会場で症状が出た場合>

- ① 大会本部に報告し、直ちに帰宅して自宅で経過をみてください。
- ② 医療機関を受診する場合には、必ず事前に電話で相談し、指示を受けてください。
- ③ 念のため、症状があった方が接触した箇所をアルコール等で拭き取ります。

2. 症状が改善するか、受診の結果通学（出勤）が可能と判断された場合

- ① 発熱や咳などの風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等の症状が改善するか、医療機関を受診した結果、通学（出勤）が可能であると判断された場合には、団体に連絡してください。
- ③ 発熱や咳などの風邪様症状が見られた場合、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状

が改善されるまでは、通学（出勤）を控えて下さい。症状等によって、一定の自宅待機期間を必要な場合もあります。

- ④ 通学（出勤）再開後、1週間程度は体調管理と感染防止策の徹底に留意してください。（感染の可能性を考慮して行動してください。）
発熱や咳などの風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等がみられたら、直ちに団体長に報告した上で帰宅し、自宅療養してください。

3. PCR 検査等の検査を行った場合

- ① 受診した医療機関の医師が必要と判断した場合、検査が実施されます。
- ② 検体採取は、受診した医療機関もしくは、「PCR 検査センター」等で行います。指示に従ってください。
- ③ 検査結果が出るまで、1～2 日程度かかる場合があります。その間は他者との接触を控え、マスク着用・手指消毒を徹底してください。家庭内での飲食もできるだけ別にするようにしてください。

4. 感染が確定した場合

【本人の対応】

- ① 診断が確定したら、保健所の指示（法的入院、就業制限等）に従うとともに、大至急団体長に連絡をしてください。団体長は福井県剣道連盟事務局へ連絡してください。
- ② 診断が確定に至らないが、疑似症状と診断された場合は、保健所の指示に従ってください。この場合も大至急団体長に連絡をしてください。団体長は福井県剣道連盟事務局へ連絡してください。

【他の関係者等への対応】

選手（関係者）の感染が確定した場合は、保健所の会場調査が行われ、発症者と濃厚接触した者を決定します。

福井県剣道連盟は行動範囲を把握した上で、基本的に保健所の指示に従います。

5. 濃厚接触者となった場合

- ① 直ちに団体長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でわかった場合は通学（出勤）しないでください。団体長は福井県剣道連盟事務局へ連絡してください。
- ② 保健所へ連絡し、保健所からの指示事項を県剣道連盟事務局に伝えてください。
最終接触から、14 日間の自宅待機とします。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

6. 濃厚接触者であることが疑われる場合

【接した人に、感染もしくは濃厚接触者の疑いがある場合や、会場で感染者や濃厚接触者が出たことがわかった場合など】

- ① 確認できた状況を整理し、直ちに団体長に連絡してください。自宅でわかった場合は通学（出勤）しないでください。
- ② 団体長は、接触状況等を詳細に把握し、福井県剣道連盟事務局へ連絡してください。
- ③ ②の接触状況等を踏まえて保健所に相談しその後の対応を検討します。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

〔同居家族等の場合〕

1. 同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることがわかった時点で、直ちに団体長に連絡してください。
- ② 保健所の指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ④ 団体長は、感染者と同居家族等の接触状況等を詳細に把握し、福井県剣道連盟事務局へ連絡してください。
- ⑤ 同居家族等が濃厚接触者であるかどうか確定するまで、一定期間自宅待機となる場合があります。
- ⑤ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

2. 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、直ちに団体長に連絡し、保健所からの指示事項があれば、福井県剣道連盟事務局へ伝えてください。
- ② 同居家族等が保健所による PCR 検査等を受けて陰性だった場合は自宅待機を解除になりますが、引き続き当該同居家族等との接触は避けてください。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

3. 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に発熱や咳などの風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が出たら、念のため団体長にその旨を伝えてください。自宅でも感染防止策の徹底に留意してください。
- ② 同居家族等において解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、団体長にその旨を伝えてください。

4. 同居家族等の感染が確定した場合

同居家族等の感染が確定した場合は濃厚接触者になります。

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

